

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十七年二月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十六年十一月十四日奈良県指令建第九四―一〇五号

平成二十七年一月二十日奈良県指令建第九四―一〇五―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年二月十二日建第八三九三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

高市郡高取町大字清水谷一一三番一、一一四番、一一五番、一一六番、一二三番一及び一二六番一の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

高市郡高取町大字観覧寺九九〇番一

高取町長 植村家忠